



清瀬市で創業を考えている方へ



清瀬市の特定創業支援事業をご活用下さい！

清瀬市では、これから市内で創業をお考えの方を支援する「清瀬市創業支援事業計画」を策定し、経済産業省及び総務省より認定を受けました。

今後、市がワンストップ窓口となり、連携機関と一緒に創業を希望される方へ「特定創業支援事業」を行ってまいりますので、ぜひご活用下さい。

◆特定創業支援事業とは

創業を希望される方に対して一ヶ月以上かけて継続的に行われる支援のことで、創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を習得することを目的とした事業（個別相談、セミナー、創業塾等）をいいます。

◆特定創業支援事業証明書の発行について

上記の特定創業支援事業を修了し、証明書の申請をされた方に対し、市が証明書を発行します。証明を受けた方は、国および清瀬市による下記のような支援が受けられます。

※証明書の発行は申請受理後、およそ一週間程度かかります。

◆特定創業支援事業証明書を受けた方への支援策

①登録免許税の軽減

創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人の方が新たに会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減が受けられます。

②創業関連保証の特例

通常、創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、具体的な計画があれば6ヶ月前から利用対象となります。

③新創業融資制度の優遇

日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の自己資金要件を充足したものととして利用することができます。

④新規開業・スタートアップ支援資金の優遇

日本政策金融公庫の上記融資メニューについて、貸付利率の引き下げ対象として利用することができます。



ぜひ一度ご相談下さい！

清瀬市役所 産業振興課

清瀬市中里5-842

TEL 042-497-3187(直通)

FAX 042-492-2415(代)